

多摩芸術開発協会規約

TAMA ASSOCIATION OF ARTS DEVELOPMENT

多摩芸術開発協会規約

第一条 本協会は多摩芸術開発協会（TAMA ASSOCIATION OF ARTS DEVELOPMENT・略称TAAD）と称する。

第二条 本協会は多摩芸術学園の外郭機関として設置、運営され、多摩芸術学園の機能と能力をもつて、左記の収益事業を行うものとする。

(1) 本協会が企画・制作する業務

(2) 受注委託による企画・制作業務

- ① アドバタイジングデザインの企画・制作
- ② フォトグラフィの企画・制作
- ③ CM・CF・オーデスライドの企画・制作
- ④ 記録映画、観光映画等の企画・制作
- ⑤ TV・VTRの企画・制作
- ⑥ 音響・音楽の企画・制作
- ⑦ 舞台上演の企画・制作

⑧ その他の

(3) 出版業務

第三条 本協会は本部及び企画部を川崎市高津区久本一三七番地に置き、業務事務所を東京都渋谷区渋谷四一三一七に置く。

第四条 本協会は多摩芸術学園教職員あるいは本協会の主旨に賛同する者の中から選任されたものをもつて構成する。

第五条 本協会に左の役員をおく。

会長 一名、相談役 一名、企画委員長 一名、企画委員 若干名、運営委員長 一名、運営委員 若干名。

第六条 業務事務所に事務所長をおく。

第七条 役員・事務所長等構成員の選任は多摩芸術学園が行う。

第八条 会長は本協会を代表し、各委員会を招集する。運営委員長は会長を補佐して業務を統括する。

第九条 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

第十一条 本協会の業務、会計は多摩芸術学園に報告し、その承認をうけるものとする。

第十一條 本協会は必要に応じ、運営に関する細則を設けることができる。

第十二條

本規約の変更は、多摩芸術学園の承認をうけるものとする。

以上

員構成

役員

会長

相談役

企画委員長

企画委員

運営委員長

運営委員

監修委員長

監修委員

内佐内塩本
々
海木海山間

正則正惇成

和之和臣幹

峰本峰本佐白山江本村峰
々
尾間尾間木鳥辺上間田尾

芳成芳成静芳知波成晴芳

男幹男幹一郎行夫夫
ハナキ
ミトヨークンの直
アキラ
ヒロシ

T A A D 企画委員会事業計画案

事業内容

一、民族記録映画

- ① タイ山地民族の記録

② その他の

二、学術記録映画

- ① 天野コレクションの記録
- ② シリアダム埋没資料の記録
- ③ シリアダム建設工事の記録
- ④ その他の

三、文化財保存記録映画

- ① 織物文様（黄八丈など）

四、美術映画

- ① 歴史篇
- ② 家作品篇
- ③ 家作品篇
- ④ 芸文様
- ⑤ その他の

五、その他の

④ その他の